

2020年1月10日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国信用金庫協会

企業会計基準公開草案第 68 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」に対する意見

今般、標記公開草案に対して、意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

質問 1（原則（開示目的）に照らして開示項目を判断するという本公開草案の基本的な考え方に関する質問）

本公開草案では、原則（開示目的）を示したうえで、当該原則（開示目的）に照らして、開示する具体的な項目の識別とその記載内容について判断することを企業に求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

本基準の検討にあたって、具体事例としてどのような見積りの不確実性を念頭に開発されたのかを明示していただきたい。

（理由）

- 本基準案の結論の背景では、「「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられた」（会計基準案 第 12 項）とあるが、どのような見積りについて、財務諸表利用者が不便を感じ、注記情報を必要としているのか具体事例が述べられていない。

新規のルールを策定する際には、現行ルールで対処できない問題の有無や、その問題に対しての解決方法として適当かといった検討が行われるべきであり、財務諸表利用者から寄せられた具体事例は、基準策定の経緯として重要であると考えます。

また、本基準案は理念的な内容に終始しているが、具体事例が明示されていれば、基準の導入にあたって、財務諸表作成者と会計監査人の双方が、本基準への対応が適切か検討する手がかりにもなると考える。

- なお、第 21 項では、固定資産の減損損失や、金融商品の時価情報などに触れているため、もし、これらの見積りについて、従来の開示に問題があったのであれば「経緯」としても触れることも考えられる。

質問 3（開示する項目の識別に関する質問）

本公開草案の開示する項目の識別に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

本基準については、あくまで現行の会計基準等や会計方針を前提とした場合の、会計上の見積りに内在する不確実性を開示することが目的であり、「未適用の会計基準等に起因する見積りの不確実性」は対象ではないということを明記いただきたい。

（理由）

- 未適用の会計基準等を適用する際には、会計方針や見積り方法などに変更が生じることがあり、この場合の影響等については、有価証券報告書において「未適用の会計基準等に関する注記」（「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 12 項、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 8 条の 3 の 3）として注記される。

しかしながら、非上場企業等（例えば、会社法における計算書類）では「未適用の会計基準等に関する注記」が要請されていないため、実務上、未適用の会計基準に係る影響額等の把握を上場企業のように行っていない。このため、万一、本基準案に係る開示の対象が、未適用の会計基準等に起因する見積りの不確実性にまで及んだ場合、従来にない手続き（未適用の会計基準に係る影響額等の把握）が生じると考えられる。

- 本基準を設定する意図は、「現行の基準等」や「同一の基準等」を前提にした企業間において、見積りの不確実性によって生じる財務諸表間の差異の比較可能性向上にあると推察する。

そのため、未適用の会計基準等に起因する見積りの不確実性は、開示目的に照らして対象外であるべきと考えられるため、その旨を明確化いただきたい。

質問 8（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

本基準を設けることによって、企業間で異なる見積りに対して一定の比較可能性が期待できる可能性はあるが、今後、他の基準等を新規に検討する際に、本基準による開示があることを理由として、複雑な見積りの規定を盛り込むことのないようお願いしたい。

（理由）

- 本基準に基づく開示により、見積りの不確実性に起因する企業間の財務諸表の差異については、一定の比較可能性が期待できると思われる。他方で、本来、財務諸表は財務諸表利用者にとって理解しやすい内容で作成されるべきであり、前提条件の置き方によって計上額が大きく変わってしまうような、不確実性の高い見積りを伴う処理は、必要最小限に抑えられることが望ましい。

このため、本基準案に基づく開示は、あくまで緊急避難的なものであり、本来は、見積りの不確実性を低減できるような基準の開発・設定を目指すべきであると考えらる。IFRS 等の国際基準では、見積りの要素を含む内容が多いものと思われるが、これらを踏まえた日本基準の開発を検討する際にも、まずは、見積りを伴わない基準（市場価格・取得原価・償却原価・現金収入・現金支出等を前提とした基準）を目指すべきであり、見積りを必要とする場合であっても、見積り結果が企業間で異ならないよう、差異の生じづらい簡便な見積り方法や、作成者の恣意性を抑制するような基準を志向いただきたい。

本基準を設けることによって、企業間で異なる見積りに対して一定の比較可能性が期待できる可能性はあるが、今後の他の基準等の検討において、「本基準によって比較可能性が確保できるため、不確実性の高い複雑な見積りの規定を設けることに問題はない」といった議論が行われることや、財務諸表の金額のうち見積りの要素がいたずらに拡大してしまうことがないようお願いしたい。

以 上